

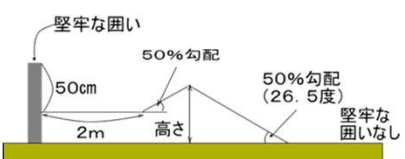
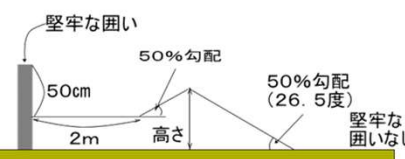
新	旧	改定内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p style="text-align: center;">特記仕様書 (旭川市土木部公園みどり課 令和8年4月版)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>記号ページ</th> <th>項 目</th> <th>記号ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 総則 (共通)</td> <td></td> <td>5. 使用資材 (選 択)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) 一般</td> <td>3,2</td> <td>□ (1) コンクリート</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>□ (2) 土木工事特記仕様書の読み替えについて</td> <td>4</td> <td>□ (2) 区画線</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>□ (3) 第1回打ち合わせに際して</td> <td>4</td> <td>□ (3) 標子等</td> <td>44~45</td> </tr> <tr> <td>□ (4) 工事開始前・施工中に際して</td> <td>4,5</td> <td>□ (4) 歩道</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>□ (5) 工事の完了に際して</td> <td>5</td> <td>□ (5) 舗装</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>□ (6) 建設現場衛生管理について</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (7) 交通規制等関係について</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (8) 工事現場</td> <td>6,9</td> <td>6. 各種様式 (共通)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (9) 維持管理について</td> <td>10,11</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (10) 工事関係図について</td> <td>12~15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (11) 施工中対策に資する関係関係員の補正(続行)について</td> <td>16~17</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 施工条件 (共通)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) 工程関係</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (2) 作業関係</td> <td>18,19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (3) 安全対策関係</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) 工事用設備関係</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (5) 建設資材・資機材関係</td> <td>20~23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 施工条件 (選 択)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) 基本事項を採り上げるための条件</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (2) 安全対策</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (3) 歩道・歩道橋関係</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) 盛土材・築山物関係</td> <td>28,27</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (5) 段差関係</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (6) 支保脚等について</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (7) 埋設管工事</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (8) 舗装工について</td> <td>29,31</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (9) すき取り等の取扱いについて</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (10) 敷設管等の養生取扱いについて</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (11) 築山の事例・築山調査</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (12) 多量の盛土について</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (13) 公共施設(安楽座生点等)の一時的な動員・搬入等について</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (14) 指定多額の築山報告について</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (15) その他</td> <td>37</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 使用資材 (共通)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) アスファルトコンクリート</td> <td>38~41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (2) 取付費用表</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (3) 盛土</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) クレイ土</td> <td>43</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	記号ページ	項 目	記号ページ	1. 総則 (共通)		5. 使用資材 (選 択)		□ (1) 一般	3,2	□ (1) コンクリート	44	□ (2) 土木工事特記仕様書の読み替えについて	4	□ (2) 区画線	43	□ (3) 第1回打ち合わせに際して	4	□ (3) 標子等	44~45	□ (4) 工事開始前・施工中に際して	4,5	□ (4) 歩道	46	□ (5) 工事の完了に際して	5	□ (5) 舗装	46	□ (6) 建設現場衛生管理について	6			□ (7) 交通規制等関係について	7			□ (8) 工事現場	6,9	6. 各種様式 (共通)		□ (9) 維持管理について	10,11			□ (10) 工事関係図について	12~15			□ (11) 施工中対策に資する関係関係員の補正(続行)について	16~17			2. 施工条件 (共通)				□ (1) 工程関係	16			□ (2) 作業関係	18,19			□ (3) 安全対策関係	18			□ (4) 工事用設備関係	19			□ (5) 建設資材・資機材関係	20~23			3. 施工条件 (選 択)				□ (1) 基本事項を採り上げるための条件	24			□ (2) 安全対策	25			□ (3) 歩道・歩道橋関係	26			□ (4) 盛土材・築山物関係	28,27			□ (5) 段差関係	29			□ (6) 支保脚等について	28			□ (7) 埋設管工事	29			□ (8) 舗装工について	29,31			□ (9) すき取り等の取扱いについて	32			□ (10) 敷設管等の養生取扱いについて	33			□ (11) 築山の事例・築山調査	34			□ (12) 多量の盛土について	35			□ (13) 公共施設(安楽座生点等)の一時的な動員・搬入等について	35			□ (14) 指定多額の築山報告について	36			□ (15) その他	37			4. 使用資材 (共通)				□ (1) アスファルトコンクリート	38~41			□ (2) 取付費用表	42			□ (3) 盛土	42			□ (4) クレイ土	43			<p style="text-align: center;">特記仕様書 (旭川市土木部公園みどり課 令和7年6月版)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>記号ページ</th> <th>項 目</th> <th>記号ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 総則 (共通)</td> <td></td> <td>5. 使用資材 (選 択)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) 一般</td> <td>3,2</td> <td>□ (1) コンクリート</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>□ (2) 土木工事特記仕様書の読み替えについて</td> <td>4</td> <td>□ (2) 区画線</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>□ (3) 第1回打ち合わせに際して</td> <td>4</td> <td>□ (3) 標子等</td> <td>44~45</td> </tr> <tr> <td>□ (4) 工事開始前・施工中に際して</td> <td>4,5</td> <td>□ (4) 歩道</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>□ (5) 工事の完了に際して</td> <td>5</td> <td>□ (5) 舗装</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>□ (6) 建設現場衛生管理について</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (7) 交通規制等関係について</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (8) 工事現場</td> <td>6,9</td> <td>6. 各種様式 (共通)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (9) 維持管理について</td> <td>10,11</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (10) 工事関係図について</td> <td>12~15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (11) 施工中対策に資する関係関係員の補正(続行)について</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 施工条件 (共通)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) 工程関係</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (2) 作業関係</td> <td>17,18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (3) 安全対策関係</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) 工事用設備関係</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (5) 建設資材・資機材関係</td> <td>19~22</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 施工条件 (選 択)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) 基本事項を採り上げるための条件</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (2) 安全対策</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (3) 歩道・歩道橋関係</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) 盛土材・築山物関係</td> <td>25,26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (5) 段差関係</td> <td>27</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (6) 支保脚等について</td> <td>27</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (7) 埋設管工事</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (8) 舗装工について</td> <td>29,30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (9) すき取り等の取扱いについて</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (10) 敷設管等の養生取扱いについて</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (11) 築山の事例・築山調査</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (12) 多量の盛土について</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (13) 公共施設(安楽座生点等)の一時的な動員・搬入等について</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (14) 指定多額の築山報告について</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (15) その他</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 使用資材 (共通)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (1) アスファルトコンクリート</td> <td>37~40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (2) 取付費用表</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (3) 盛土</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (4) クレイ土</td> <td>42</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	記号ページ	項 目	記号ページ	1. 総則 (共通)		5. 使用資材 (選 択)		□ (1) 一般	3,2	□ (1) コンクリート	43	□ (2) 土木工事特記仕様書の読み替えについて	4	□ (2) 区画線	43	□ (3) 第1回打ち合わせに際して	4	□ (3) 標子等	44~45	□ (4) 工事開始前・施工中に際して	4,5	□ (4) 歩道	46	□ (5) 工事の完了に際して	5	□ (5) 舗装	46	□ (6) 建設現場衛生管理について	6			□ (7) 交通規制等関係について	7			□ (8) 工事現場	6,9	6. 各種様式 (共通)		□ (9) 維持管理について	10,11			□ (10) 工事関係図について	12~15			□ (11) 施工中対策に資する関係関係員の補正(続行)について	16			2. 施工条件 (共通)				□ (1) 工程関係	17			□ (2) 作業関係	17,18			□ (3) 安全対策関係	18			□ (4) 工事用設備関係	18			□ (5) 建設資材・資機材関係	19~22			3. 施工条件 (選 択)				□ (1) 基本事項を採り上げるための条件	23			□ (2) 安全対策	24			□ (3) 歩道・歩道橋関係	24			□ (4) 盛土材・築山物関係	25,26			□ (5) 段差関係	27			□ (6) 支保脚等について	27			□ (7) 埋設管工事	28			□ (8) 舗装工について	29,30			□ (9) すき取り等の取扱いについて	31			□ (10) 敷設管等の養生取扱いについて	32			□ (11) 築山の事例・築山調査	33			□ (12) 多量の盛土について	34			□ (13) 公共施設(安楽座生点等)の一時的な動員・搬入等について	34			□ (14) 指定多額の築山報告について	35			□ (15) その他	36			4. 使用資材 (共通)				□ (1) アスファルトコンクリート	37~40			□ (2) 取付費用表	41			□ (3) 盛土	41			□ (4) クレイ土	42			<p>ページ：目次</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付の変更 ・記載ページの変更 ・項目の追加・削除
項 目	記号ページ	項 目	記号ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1. 総則 (共通)		5. 使用資材 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
□ (1) 一般	3,2	□ (1) コンクリート	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (2) 土木工事特記仕様書の読み替えについて	4	□ (2) 区画線	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (3) 第1回打ち合わせに際して	4	□ (3) 標子等	44~45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (4) 工事開始前・施工中に際して	4,5	□ (4) 歩道	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (5) 工事の完了に際して	5	□ (5) 舗装	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (6) 建設現場衛生管理について	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (7) 交通規制等関係について	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (8) 工事現場	6,9	6. 各種様式 (共通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
□ (9) 維持管理について	10,11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (10) 工事関係図について	12~15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (11) 施工中対策に資する関係関係員の補正(続行)について	16~17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2. 施工条件 (共通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 工程関係	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (2) 作業関係	18,19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (3) 安全対策関係	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) 工事用設備関係	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (5) 建設資材・資機材関係	20~23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3. 施工条件 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 基本事項を採り上げるための条件	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (2) 安全対策	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (3) 歩道・歩道橋関係	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) 盛土材・築山物関係	28,27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (5) 段差関係	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (6) 支保脚等について	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (7) 埋設管工事	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (8) 舗装工について	29,31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (9) すき取り等の取扱いについて	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (10) 敷設管等の養生取扱いについて	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (11) 築山の事例・築山調査	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (12) 多量の盛土について	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (13) 公共施設(安楽座生点等)の一時的な動員・搬入等について	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (14) 指定多額の築山報告について	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (15) その他	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4. 使用資材 (共通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) アスファルトコンクリート	38~41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (2) 取付費用表	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (3) 盛土	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) クレイ土	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
項 目	記号ページ	項 目	記号ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1. 総則 (共通)		5. 使用資材 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
□ (1) 一般	3,2	□ (1) コンクリート	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (2) 土木工事特記仕様書の読み替えについて	4	□ (2) 区画線	43																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (3) 第1回打ち合わせに際して	4	□ (3) 標子等	44~45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (4) 工事開始前・施工中に際して	4,5	□ (4) 歩道	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (5) 工事の完了に際して	5	□ (5) 舗装	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
□ (6) 建設現場衛生管理について	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (7) 交通規制等関係について	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (8) 工事現場	6,9	6. 各種様式 (共通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
□ (9) 維持管理について	10,11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (10) 工事関係図について	12~15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (11) 施工中対策に資する関係関係員の補正(続行)について	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2. 施工条件 (共通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 工程関係	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (2) 作業関係	17,18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (3) 安全対策関係	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) 工事用設備関係	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (5) 建設資材・資機材関係	19~22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3. 施工条件 (選 択)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) 基本事項を採り上げるための条件	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (2) 安全対策	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (3) 歩道・歩道橋関係	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) 盛土材・築山物関係	25,26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (5) 段差関係	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (6) 支保脚等について	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (7) 埋設管工事	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (8) 舗装工について	29,30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (9) すき取り等の取扱いについて	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (10) 敷設管等の養生取扱いについて	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (11) 築山の事例・築山調査	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (12) 多量の盛土について	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (13) 公共施設(安楽座生点等)の一時的な動員・搬入等について	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (14) 指定多額の築山報告について	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (15) その他	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4. 使用資材 (共通)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
□ (1) アスファルトコンクリート	37~40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (2) 取付費用表	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (3) 盛土	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
□ (4) クレイ土	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、旭川市公園みどり課ホームページ上又は契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、本設計書に添付されているものを優先する。 公園みどり課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html 本特記仕様書は、令和8年4月1日以降に入札する請負工事から適用する。 	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、旭川市公園みどり課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、本設計書に添付されているものを優先する。 公園みどり課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html 本特記仕様書は、令和7年6月20日以降に入札する請負工事から適用する。 	<p>ページ：注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付の変更 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

新	旧	改定内容																								
<p>(3)第1回打合せに際して</p> <p>ア 工事の第1回打合せ時に、次の書類を提出すること。</p> <p>(7) 労働者災害補償保険関係立証明書 (イ) 工事工程表 (ロ) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書 (ニ) 上記経歴書 (ホ) 下請負人選定通知書 (カ) 施工体系図 (様式-5) (キ) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 様式-3-2)</p> <p>注1) ただし、上記(イ)(ロ)(ホ)について、第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は、監督員と協議すること。 注2) 上記(ア)～(ホ)は、旭川市契約課のサイトからダウンロードできる。注意事項に記載のURLを参照のこと。</p> <p>(4)工事施工前・施工時に際して</p> <p>ア 現場代理人は、施工前及び施工時に監督員と協議のうえ、工事の関係者との施工に係る調整業務及び、工事設計書・現場の確認を行うこと。なお、調整結果及び確認結果については、各様式によりまとめ監督員に報告すること。</p> <p>(7) 工事施工協議簿 (様式-11) (イ) 支障物件の調査確認 (様式-8) (ロ) 境界石の確認 (様式-20)</p> <p>イ 施工予定及び実績の報告 工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。</p> <p>ウ 休日に作業を行う場合 休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願い」(様式-10)を提出し、承認を得ること。</p> <p>エ 協議等について 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」(様式-11)で行わなければならない。</p> <p>オ 段階確認について 「3. 施工条件(選択) (5) 段階確認」にて指定している事項においては、あらかじめ「段階確認願い」(様式-12)を提出しなければならない。</p> <p>カ 立会について 監督員の立会のもと施工する事項については、あらかじめ「立会願い」(様式-13)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>キ 社内検査について 施工計画書に社内検査実施計画を記載し、社内検査を実施した時は、その結果を「社内検査実施結果報告書」(様式-14)により報告しなければならない。</p>	<p>(3)第1回打合せに際して</p> <p>ア 工事の第1回打合せ時に、次の書類を提出すること。</p> <p>(7) 労働者災害補償保険関係立証明書 (イ) 工事工程表 (ロ) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書 (ニ) 上記経歴書 (ホ) 下請負人選定通知書 (カ) 施工体系図 (様式-5) (キ) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 様式-3-2)</p> <p>注1) ただし、上記(イ)(ロ)(ホ)について、第1回打合せ時に下請負人が未定の場合は、監督員と協議すること。 注2) 上記(ア)～(ホ)は、旭川市契約課のサイトからダウンロードできる。注意事項に記載のURLを参照のこと。</p> <p>(4)工事施工前・施工時に際して</p> <p>ア 現場代理人は、施工前及び施工時に監督員と協議のうえ、工事の関係者との施工に係る調整業務及び、工事設計書・現場の確認を行うこと。なお、調整結果及び確認結果については、各様式によりまとめ監督員に報告すること。</p> <p>(7) 工事施工協議簿 (様式-11) (イ) 支障物件の調査確認 (様式-8) (ロ) 境界石の確認 (様式-20)</p> <p>イ 施工予定及び実績の報告 工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。</p> <p>ウ 休日に作業を行う場合 休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願い」(様式-10)を提出し、承認を得ること。</p> <p>エ 協議等について 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」(様式-11)で行わなければならない。</p> <p>オ 段階確認について 「3. 施工条件(選択) (5) 段階確認」にて指定している事項においては、あらかじめ「段階確認願い」(様式-12)を提出しなければならない。</p> <p>カ 立会について 監督員の立会のもと施工する事項については、あらかじめ「立会願い」(様式-13)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>キ 社内検査について 施工計画書に社内検査実施計画を記載し、社内検査を実施した時は、その結果を「社内検査実施結果報告書」(様式-14)により報告しなければならない。</p>	<p>ページ：4</p> <p>文言の削除</p>																								
<p>(7) 交通誘導警備員について</p> <p>交通誘導警備員の配置を要する工事については、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 着手時に、次の書類を提出すること。(イ)(ロ)(ホ)(カ)は写しでよい。</p> <p>(7) 交通誘導警備員選定通知書 (様式-17) (イ) 公安委員会発行の警備業認定証 (ロ) 元請業者との契約書 (ニ) 配置予定者の名簿 (ホ) 配置予定者の合格証明書、資格者証等 (カ) 配置予定者の「労働保険 概算・確定保険料」申告書</p> <p>ウ 書類について (7) ア～(イ)については施工計画書に添付し、イ～(ア)については工事成果品として添付すること。 (イ) 交通誘導警備員の誘導状況が確認できるよう、誘導警備員の配置状況と一般車両及び工事車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。</p> <p>エ 設計積算に当たって (7) 交通誘導警備員の員数は交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。</p> <p>オ 誘導員の義務 (7) 誘導員は、所管警察署に提出する道路占用許可申請図(安全施設配置図)に交通誘導警備員の配置箇所を記入すること。 (イ) 誘導員は、当該現場に配置される誘導警備員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。 (ロ) 現場代理人は、交通誘導警備員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導警備員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社に連絡、交待を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。</p> <p>カ 交通誘導警備員の有資格者資格要件、配置について (7) 交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であること。 (イ) 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする公園等に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の下表①の交通誘導警備員を配置すること。 (ロ) (イ)を満たす中で、下表①の交通誘導警備員配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件を満たす者を配置すること。</p> <table border="1" data-bbox="107 1212 896 1420"> <thead> <tr> <th>資格要件</th> <th>確認資料</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員</td> <td>交通誘導警備員検定合格証(写し)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>警備員指導教育責任者</td> <td>警備業法における警備員指導教育責任者資格者書証等の交付を受けている者、資格者証写し</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備業務に従事している者</td> <td>警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く。警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	資格要件	確認資料		交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員検定合格証(写し)	①	警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者書証等の交付を受けている者、資格者証写し	②	交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く。警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	③	<p>(7) 交通誘導警備員について</p> <p>交通誘導警備員の配置を要する工事については、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 着手時に、次の書類を提出すること。(イ)(ロ)(ホ)(カ)は写しでよい。</p> <p>(7) 交通誘導警備員選定通知書 (様式-17) (イ) 公安委員会発行の警備業認定証 (ロ) 元請業者との契約書 (ニ) 配置予定者の名簿 (ホ) 配置予定者の合格証明書、資格者証等 (カ) 配置予定者の「労働保険 概算・確定保険料」申告書</p> <p>ウ 書類について (7) ア～(イ)については施工計画書に添付し、イ～(ア)については工事成果品として添付すること。 (イ) 交通誘導警備員の誘導状況が確認できるよう、誘導警備員の配置状況と一般車両及び工事車両、作業員が写った全景写真を撮影すること。</p> <p>エ 設計積算に当たって (7) 交通誘導警備員の員数は交通誘導警備員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。</p> <p>オ 誘導員の義務 (7) 誘導員は、所管警察署に提出する道路占用許可申請図(安全施設配置図)に交通誘導警備員の配置箇所を記入すること。 (イ) 誘導員は、当該現場に配置される誘導警備員の所属する警備会社が安全教育を実施、受講していることの証明書類の写しを提出すること。 (ロ) 現場代理人は、交通誘導警備員を朝礼に出席させて点呼を取り、誘導警備員の健康状態や交通誘導状態を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社に連絡、交待を要請すると共に交代要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。</p> <p>カ 交通誘導警備員の有資格者資格要件、配置について (7) 交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であること。 (イ) 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする公園等に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の下表①の交通誘導警備員を配置すること。 (ロ) (イ)を満たす中で、下表①の交通誘導警備員配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件を満たす者を配置すること。</p> <table border="1" data-bbox="985 1212 1769 1420"> <thead> <tr> <th>資格要件</th> <th>確認資料</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員</td> <td>交通誘導警備員検定合格証(写し)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>警備員指導教育責任者</td> <td>警備業法における警備員指導教育責任者資格者書証等の交付を受けている者、資格者証写し</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備業務に従事している者</td> <td>警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く。警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	資格要件	確認資料		交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員検定合格証(写し)	①	警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者書証等の交付を受けている者、資格者証写し	②	交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く。警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	③	<p>ページ：7</p> <p>・文言の修正</p>
資格要件	確認資料																									
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員検定合格証(写し)	①																								
警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者書証等の交付を受けている者、資格者証写し	②																								
交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く。警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	③																								
資格要件	確認資料																									
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備員検定合格証(写し)	①																								
警備員指導教育責任者	警備業法における警備員指導教育責任者資格者書証等の交付を受けている者、資格者証写し	②																								
交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。ただし、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年未満である者は、法定教育を除く。警備員指導教育責任者が行う旭川市発注工事での実地教育を受けた者であること。	③																								

新	旧	改定内容
<p>☑ (8) 工事標識</p> <p>☑ ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="100 327 448 614"> <p>工事標識①</p> </div> <div data-bbox="470 327 862 614"> <p>工事標識②</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をつくっています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び種は黒色、地を白とする。 工事標識②の「〇〇をつくっています」は、主な工程に合わせて作成すること。(例)「公園をつくっています」「木をえています」 工事標識②の〇〇工事には、「公園」「緑地」「緑道」「緑道」等を記入する。 工事標識の発注者電話番号は、直通電話番号を記入すること。公園みどり課 25-9705 工事標識の設置期間は現地測量の開始日から現地作業の終了日までとする。これによりがたい場合は監督員と協議して定める。 	<p>☑ (8) 工事標識</p> <p>☑ ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="974 295 1332 598"> <p>工事標識①</p> </div> <div data-bbox="1355 295 1758 598"> <p>工事標識②</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をつくっています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び種は黒色、地を白とする。 工事標識②の「〇〇をつくっています」は、主な工程に合わせて作成すること。(例)「公園をつくっています」「木をえています」 工事標識②の〇〇工事には、「公園」「緑地」「緑道」「緑道」等を記入する。 工事標識の発注者電話番号は、直通電話番号を記入すること。公園みどり課 25-9705 工事標識の設置期間は現地測量の開始日から現地作業の終了日までとする。これによりがたい場合は監督員と協議して定める。 	<p>改定内容</p> <p>ページ：8</p> <ul style="list-style-type: none"> 図の修正 文言の削除
<p>☑ イ デザインシステムマークの利用について</p> <p>(ア) 利用における注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦横比を変更しない。 傾けない。 バランスを変えない。 影響の要素を付加えない。 視認性が悪い背景の上に配置しない。 線取りで表示をしない。 組み方を変えない。 部分的に色を反転させない。 規定外の色を使用しない。 <p>(イ) デザインシステムマークの配色について</p> <ul style="list-style-type: none"> A1 <p>(ウ) 工事現場に掲げる標識類について</p> <p>(7) 建設業の許可票</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 発注者から直接請け負ったものに限り提示する。 寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(8) 労災保険関係成立票</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場の見やすい場所に掲示すること。 「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とする。 寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(9) 施工体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 <p>(10) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場の見やすい場所に掲示すること。 下請契約のある工事について提示する。 <div data-bbox="190 1276 705 1356"> <p>〔記載例〕</p> <p>下請負人となった皆様へ、この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせるときは再下請負通知を行わなければなりません。〇〇(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。〇〇株式会社(※作成業者の商号または名称)</p> </div> <p>(11) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 見やすい場所に掲示すること。 <p>(12) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果表</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 	<p>☑ イ デザインシステムマークの利用について</p> <p>(ア) 利用における注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦横比を変更しない。 傾けない。 バランスを変えない。 影響の要素を付加えない。 視認性が悪い背景の上に配置しない。 線取りで表示をしない。 組み方を変えない。 部分的に色を反転させない。 規定外の色を使用しない。 <p>(イ) デザインシステムマークの配色について</p> <ul style="list-style-type: none"> A <p>・ランダム7</p> <p>☑ ウ 工事現場に掲げる標識類について</p> <p>(7) 建設業の許可票</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 発注者から直接請け負ったものに限り提示する。 寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(8) 労災保険関係成立票</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場の見やすい場所に掲示すること。 「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とする。 寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(9) 施工体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 <p>(10) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場の見やすい場所に掲示すること。 下請契約のある工事について提示する。 <div data-bbox="1064 1260 1624 1340"> <p>〔記載例〕</p> <p>下請負人となった皆様へ、この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせるときは再下請負通知を行わなければなりません。〇〇(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。〇〇株式会社(※作成業者の商号または名称)</p> </div> <p>(11) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 見やすい場所に掲示すること。 <p>(12) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 	<p>改定内容</p> <p>ページ：9</p> <ul style="list-style-type: none"> 図の修正 文言の追加・修正

新	旧	改定内容
<p style="text-align: center;">ページの削除</p>	<p>(11) 連休2日工事の実施について</p> <p>ア 請負人は、契約後、月単位の連休2日に取り組みを発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の連休2日に取り組みをとする。なお、月単位の連休2日が達成出来ない場合においても通期の連休2日による施工を行うこと。</p> <p>イ 月単位の連休2日とは、対象期間内の全ての月毎において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日(12/29、30、31、1/1、2、3)間及び夏期休暇3日間(8/13、14、15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。工事契約後、連休2日対象期間としていた期間において、請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による連休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。</p> <p>ウ 現場閉所とは、巡回/トロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>エ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>オ 連休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、連休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>カ 連休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 (i) 請負人は、連休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。 (ii) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。</p> <p>キ 連休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>ク 現場閉所の達成状況を確認後、履行状況に応じて、補正係数を乗じる。 なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。 (i) 現場の閉所状況 上記に示した現場の閉所状況を達成した場合 補正方法 (ii) 当初予定単価から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を乗じる。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を乗じない。ただし、工事着手前に通期の連休2日を希望した場合で、現場閉所時に月単位の4週8休以上を達成していたとしても、通期の補正係数となる。</p> <p>ケ 請負人は、「連休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>コ 連休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>サ 詳細については、旭川市ホームページにおいて掲載している「連休2日工事実施要領」を参照のこと。</p> <p>※ 工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。 ※ 工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。</p>	<p>ページ：旧 1 6</p> <p>・ ページの削除</p>
<p>☑ (11) 熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)について</p> <p>ア この工事において、「熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)」を行うことができる。 当該補正に対する取組を実施する場合は、工事契約後、工事監督員と協議すること。</p> <p>イ 当該補正は、作業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等)に関する取組を対象とする。</p> <p>ウ 当該補正を実施する場合、請負人は施工計画書に計測方法及び結果報告時の算出根拠提出方法について記載するものとする。ただし、施工現場を代表する1地点で計測を実施する場合は、監督員が計測箇所と計測方法が適正かどうかを確認する。</p> <p>エ 請負人は計測結果と根拠資料を工事完成後に最終設計変更資料とともに監督員に提出することとし、監督員は、計測結果を確認し適正と判断した場合には最終設計変更時に補正の適用を行う。</p> <p>オ 当該補正を適用する設計変更の後、工期内に真夏日があった場合には設計変更は行わない。</p> <p>カ 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 ただし、これにより不十分な場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</p> <p>キ 施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">- 16 -</p>	<p>ページ：新 1 6</p> <p>・ ページの追加</p>

新	旧	改定内容
<p>ク (参考)現場補正費の計算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対象総工事費×(現場管理費率×補正係数※1)+補正値※2)</p> <p>※1:施工地域による補正係数</p> <p>※2:施工時期、工事期間による補正率、緊急工事による補正率および真夏日による補正値の和、合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。</p> </div> <p>補正値の算出方法は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>補正値(%)=真夏日率×補正係数(1.2)</p> </div> <p>真夏日率:以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>真夏日率=工期中の真夏日の日数÷工期の日数</p> <p>※工期中の真夏日については、現場開所日の真夏日は含まない。 ※フレックス工期においては、積算工期を超過した期間の真夏日は含まない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 真夏日とは、暑さ指数(WBGT)が25以上または日最高気温が30℃以上となった日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の暑さ指数(WBGT)が25以上または最高気温が30℃以上の場合とする。 ※上記は施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)または気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とするが、これに依らないことも可とする。 工期とは、請負人が設定した契約書上の工期の間をいう。なお、年末年始休暇6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間(8月13日～8月15日)、工場製作のみを実施している日数、工事全体を一時中止している日数は含まない。 現場開所日とは、巡回/パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。 <p>「補正値(%)=真夏日率×補正係数(1.2)」及び「真夏日率=工期中の真夏日の日数÷工期の日数」の計算値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>		<p>ページ:新17</p> <ul style="list-style-type: none"> ページの追加
<p>(6) 建設副産物・廃棄物関係</p> <p>ア この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 また、建設発生土の搬出先について、資源有効利用促進法関係省令に基づき、受注者の最終搬出先までの確認義務が生じる工事である。</p> <p>イ 建設リサイクル法に係る特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等をする。分別解体等を実施する者(下請け含む)は、建設法の土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者が、解体工事業登録を受けた者が施工すること。 また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業登録票を提示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。</p> <p>ウ 当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入カシステム(※)」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員に提出すること。 また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入カシステム(※)」により作成し、工事完成後、工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。 (※「建設副産物に係る情報入カシステム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。) コリス・プラス(建設副産物情報交換システム)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。) また、再生資源利用(促進)計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>エ 建設副産物を仮置きする場合は、下記による保管立看板を設置すること。</p> <p>オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B2、D及びE票の確認を監督員に求めること。</p>	<p>(6) 建設副産物・廃棄物関係</p> <p>ア この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>イ 建設リサイクル法に係る特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート)を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等をする。分別解体等を実施する者(下請け含む)は、建設法の土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者が、解体工事業登録を受けた者が施工すること。 また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業登録票を提示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督させなければならない。</p> <p>ウ 当該工事受注後速やかに「建設副産物に係る情報入カシステム(※)」により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、工事監督員に提出すること。 また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を「建設副産物に係る情報入カシステム(※)」により作成し、工事完成後、工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。 (※「建設副産物に係る情報入カシステム」とは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。) また、再生資源利用(促進)計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>エ 建設副産物を仮置きする場合は、下記による保管立看板を設置すること。</p> <p>オ 特定建設資材廃棄物等は、マニフェストシステムにより行うこと。また、処理終了後、速やかにマニフェストA、B2、D及びE票の確認を監督員に求めること。</p>	<p>ページ:新20</p> <ul style="list-style-type: none"> 文言の追加・修正

新	旧	改定内容																																																																																																																																														
<p>カ 再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ建設発生土を搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者に対して受領書の交付を求めるとともに、5年間保存すること。</p> <p>キ 建設副産物を仮置きする場合、保管高さの規定は環境省令第8第2号口により次のとおり規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下 ・廃棄物が堅牢な囲いに接している場合は、囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること。  <p>保管する廃棄物の量は、できるだけ少量としてください</p> <p>(排出場所とは別の場所に保管する場合は、平均的な搬出量の7日分を越えない量としてください。)</p>	<p>カ 建設副産物を仮置きする場合、保管高さの規定は環境省令第8第2号口により次のとおり規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下 ・廃棄物が堅牢な囲いに接している場合は、囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること。  <p>保管する廃棄物の量は、できるだけ少量としてください</p> <p>(排出場所とは別の場所に保管する場合は、平均的な搬出量の7日分を越えない量としてください。)</p>	<p>ページ：新2 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の追加 ・段落の修正 																																																																																																																																														
<p>ク 北海道循環資源利用促進税(以下、「循環税」という)について下記のとおりとする。</p> <p>当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合又は、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。</p> <p>ケ その他特に定めのない事項については、監督員の承認に基づき適正な処理を行うこと。</p> <p>コ 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。また、下表の近隣施設一覧を参考とし、市外に搬出する場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1" data-bbox="100 997 537 1292"> <caption>(ア) コンクリート廃材中間処理施設</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>13ヶ月以内の稼働の有無</th> <th>固定移動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>榊北新興業</td> <td>旭川市東広8条9丁目5291番地1 TEL 0166-52-7253</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹橋東2条4丁目 0166-57-5608</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>前田道路㈱ (旭川合材工場)</td> <td>旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町坂田24番2 0166-36-7525</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>遠北リサイクル協同組合</td> <td>旭川市神居町富田458番 0166-63-2554</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(有)網島重機</td> <td>旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>榊十高カムイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>グリーン環境㈱</td> <td>旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627</td> <td>無</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="548 997 884 1204"> <caption>(イ) アスファルト廃材受入施設</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹橋東2条4丁目 TEL 0166-57-5608</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前田道路㈱</td> <td>旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町坂田24 0166-36-7525</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>榊十高カムイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地 0166-62-5800</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>榊道北録道</td> <td>旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700</td> </tr> </tbody> </table>	番号	会社名	所在地	13ヶ月以内の稼働の有無	固定移動	1	榊北新興業	旭川市東広8条9丁目5291番地1 TEL 0166-52-7253	有	固定式	2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式	3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式	4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24番2 0166-36-7525	有	固定式	5	遠北リサイクル協同組合	旭川市神居町富田458番 0166-63-2554	有	固定式	6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式	7	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式	8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	-	9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510	有	固定式	番号	会社名	所在地	1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 TEL 0166-57-5608	2	前田道路㈱	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180	3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510	4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24 0166-36-7525	5	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地 0166-62-5800	6	榊道北録道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700	<p>キ 北海道循環資源利用促進税(以下、「循環税」という)について下記のとおりとする。</p> <p>当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合又は、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。</p> <p>ク その他特に定めのない事項については、監督員の承認に基づき適正な処理を行うこと。</p> <p>ケ 再資源化等をするための施設については、産業廃棄物処分業等の許可を受けた者であること。また、下表の近隣施設一覧を参考とし、市外に搬出する場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1" data-bbox="974 997 1411 1292"> <caption>(ア) コンクリート廃材中間処理施設</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地</th> <th>13ヶ月以内の稼働の有無</th> <th>固定移動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>榊北新興業</td> <td>旭川市東広8条9丁目5291番地1 TEL 0166-52-7253</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹橋東2条4丁目 0166-57-5608</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>前田道路㈱ (旭川合材工場)</td> <td>旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町坂田24番2 0166-36-7525</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>遠北リサイクル協同組合</td> <td>旭川市神居町富田458番 0166-63-2554</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(有)網島重機</td> <td>旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>榊十高カムイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>グリーン環境㈱</td> <td>旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627</td> <td>無</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510</td> <td>有</td> <td>固定式</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1422 997 1758 1204"> <caption>(イ) アスファルト廃材受入施設</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>会社名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>野田建設工業㈱</td> <td>旭川市東鷹橋東2条4丁目 TEL 0166-57-5608</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前田道路㈱</td> <td>旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>榊コタニ工業</td> <td>旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>榊安井組</td> <td>旭川市東旭川町坂田24 0166-36-7525</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>榊十高カムイ</td> <td>旭川市神居町共栄401番地 0166-62-5800</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>榊道北録道</td> <td>旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700</td> </tr> </tbody> </table>	番号	会社名	所在地	13ヶ月以内の稼働の有無	固定移動	1	榊北新興業	旭川市東広8条9丁目5291番地1 TEL 0166-52-7253	有	固定式	2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式	3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式	4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24番2 0166-36-7525	有	固定式	5	遠北リサイクル協同組合	旭川市神居町富田458番 0166-63-2554	有	固定式	6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式	7	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式	8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	-	9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510	有	固定式	番号	会社名	所在地	1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 TEL 0166-57-5608	2	前田道路㈱	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180	3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510	4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24 0166-36-7525	5	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地 0166-62-5800	6	榊道北録道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700	<p>ページ：新2 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段落の修正
番号	会社名	所在地	13ヶ月以内の稼働の有無	固定移動																																																																																																																																												
1	榊北新興業	旭川市東広8条9丁目5291番地1 TEL 0166-52-7253	有	固定式																																																																																																																																												
2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式																																																																																																																																												
3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式																																																																																																																																												
4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24番2 0166-36-7525	有	固定式																																																																																																																																												
5	遠北リサイクル協同組合	旭川市神居町富田458番 0166-63-2554	有	固定式																																																																																																																																												
6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式																																																																																																																																												
7	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式																																																																																																																																												
8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	-																																																																																																																																												
9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510	有	固定式																																																																																																																																												
番号	会社名	所在地																																																																																																																																														
1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 TEL 0166-57-5608																																																																																																																																														
2	前田道路㈱	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180																																																																																																																																														
3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510																																																																																																																																														
4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24 0166-36-7525																																																																																																																																														
5	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地 0166-62-5800																																																																																																																																														
6	榊道北録道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700																																																																																																																																														
番号	会社名	所在地	13ヶ月以内の稼働の有無	固定移動																																																																																																																																												
1	榊北新興業	旭川市東広8条9丁目5291番地1 TEL 0166-52-7253	有	固定式																																																																																																																																												
2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式																																																																																																																																												
3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式																																																																																																																																												
4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24番2 0166-36-7525	有	固定式																																																																																																																																												
5	遠北リサイクル協同組合	旭川市神居町富田458番 0166-63-2554	有	固定式																																																																																																																																												
6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式																																																																																																																																												
7	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式																																																																																																																																												
8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	-																																																																																																																																												
9	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510	有	固定式																																																																																																																																												
番号	会社名	所在地																																																																																																																																														
1	野田建設工業㈱	旭川市東鷹橋東2条4丁目 TEL 0166-57-5608																																																																																																																																														
2	前田道路㈱	旭川市東鷹橋東3条1丁目 0166-57-5180																																																																																																																																														
3	榊コタニ工業	旭川市江丹別町共栄247番1 0166-76-1510																																																																																																																																														
4	榊安井組	旭川市東旭川町坂田24 0166-36-7525																																																																																																																																														
5	榊十高カムイ	旭川市神居町共栄401番地 0166-62-5800																																																																																																																																														
6	榊道北録道	旭川市西神楽1線13号 0166-75-4700																																																																																																																																														

新	旧	改定内容																																																																																																																																									
<p>□ (4) 盛土材・廃棄物関係</p> <p>□ ア 設計書に記載されている盛土材については、令和 年 月 旬 までに、<input type="checkbox"/> 搬入する <input type="checkbox"/> 搬入される 予定である。より なお、詳細については監督員と協議を行うこと。</p> <p>□ イ 本工事において発生する残土については、その全部又は一部を他の工事現場等の盛土材として使用するため、次のとおり搬入すること。 なお、詳細については監督員と協議を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="145 327 846 454"> <tr><td>運搬数量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>搬入先</td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>運搬距離</td><td>Km</td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>許可番号</td><td></td></tr> <tr><td>搬入期間</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table> <p>□ ウ 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、次のとおり再資源化すること。 任意選定の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また、工事状況・再資源化施設の状況により、次(発生土含む)より がたい場合は、その理由並びに必要な資料を提出のうえ、変更等について監督員と協議すること。</p> <p>□ 任意選定箇所(発生土)について：下表は積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する 処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、工事状況・処理施設の状況等、受注者の 責によるものではない事項についてはこの限りではない。変更が生じた場合は、必要な資料を提出のうえ、工事監督員と協議すること。</p> <p>□ 指定箇所(発生土)について：処分場所を指定するものであるため、下表の箇所へ搬出すること。</p> <table border="1" data-bbox="145 598 891 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">特定建設資材廃棄物</th> <th rowspan="2">指定箇所(発生土)</th> </tr> <tr> <th>任意選定箇所(コンクリート塊)</th> <th>任意選定箇所(アスコン塊)</th> <th>任意選定箇所(木材)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>運搬数量</td><td>t</td><td>t</td><td>t</td><td>m3</td></tr> <tr><td>再資源化施設名又は受入先</td><td></td><td></td><td></td><td>株式会社〇〇</td></tr> <tr><td>住所</td><td></td><td></td><td></td><td>旭川市〇〇町〇〇</td></tr> <tr><td>運搬距離</td><td>Km</td><td>Km</td><td>Km</td><td>Km</td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>許可番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>受入条件</td><td>30cm以下に小割して運搬</td><td>50cm以下に小割して運搬</td><td></td><td>工期内</td></tr> <tr><td>設計単位体積重量</td><td>鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3</td><td>単道2.30t/m3・歩道2.15t/m3</td><td></td><td>1.6t/m3以上</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="145 766 459 813"> <tr><td>特定建設資材区分</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>鉄筋及びコンクリートから成る建設資材</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	運搬数量	m3	搬入先		住所		運搬距離	Km	電話番号		許可番号		搬入期間		その他		項目	特定建設資材廃棄物			指定箇所(発生土)	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	運搬数量	t	t	t	m3	再資源化施設名又は受入先				株式会社〇〇	住所				旭川市〇〇町〇〇	運搬距離	Km	Km	Km	Km	電話番号					許可番号					受入条件	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬		工期内	設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3	単道2.30t/m3・歩道2.15t/m3		1.6t/m3以上	特定建設資材区分		コンクリート	<input type="checkbox"/>	鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input type="checkbox"/>	<p>□ (4) 盛土材・廃棄物関係</p> <p>□ ア 設計書に記載されている盛土材については、令和 年 月 旬 ~ 令和 年 月 旬 までに、<input type="checkbox"/> 搬入する <input type="checkbox"/> 搬入される 予定である。より なお、詳細については監督員と協議を行うこと。</p> <p>□ イ 本工事において発生する残土については、その全部又は一部を他の工事現場等の盛土材として使用するため、次のとおり搬入すること。 なお、詳細については監督員と協議を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="1008 327 1713 454"> <tr><td>運搬数量</td><td>m3</td></tr> <tr><td>搬入先</td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>運搬距離</td><td>Km</td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>許可番号</td><td></td></tr> <tr><td>搬入期間</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table> <p>□ ウ この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の 実施が義務付けられた工事である。</p> <p>□ エ 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、次のとおり再資源化すること。 任意選定の中間処理施設までの距離は最寄り施設までの最短距離である。また、工事状況・再資源化施設の状況により、次(発生土含む)より がたい場合は、その理由並びに必要な資料を提出のうえ、変更等について監督員と協議すること。</p> <table border="1" data-bbox="1008 566 1758 726"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>任意選定箇所(コンクリート塊)</th> <th>任意選定箇所(アスコン塊)</th> <th>任意選定箇所(木材)</th> <th>指定箇所(発生土)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>運搬数量</td><td>t</td><td>t</td><td>t</td><td>m3</td></tr> <tr><td>再資源化施設名又は受入先</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>運搬距離</td><td>Km</td><td>Km</td><td>Km</td><td>Km</td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>許可番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>受入条件</td><td>30cm以下に小割して運搬</td><td>50cm以下に小割して運搬</td><td></td><td>工期内</td></tr> <tr><td>設計単位体積重量</td><td>鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3</td><td>単道2.30t/m3・歩道2.15t/m3</td><td></td><td>1.6t/m3以上</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1008 734 1321 782"> <tr><td>特定建設資材区分</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>鉄筋及びコンクリートから成る建設資材</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	運搬数量	m3	搬入先		住所		運搬距離	Km	電話番号		許可番号		搬入期間		その他		項目	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	指定箇所(発生土)	運搬数量	t	t	t	m3	再資源化施設名又は受入先					住所					運搬距離	Km	Km	Km	Km	電話番号					許可番号					受入条件	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬		工期内	設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3	単道2.30t/m3・歩道2.15t/m3		1.6t/m3以上	特定建設資材区分		コンクリート	<input type="checkbox"/>	鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input type="checkbox"/>	<p>ページ：新26</p> <p>・文言の追加</p>
運搬数量	m3																																																																																																																																										
搬入先																																																																																																																																											
住所																																																																																																																																											
運搬距離	Km																																																																																																																																										
電話番号																																																																																																																																											
許可番号																																																																																																																																											
搬入期間																																																																																																																																											
その他																																																																																																																																											
項目	特定建設資材廃棄物			指定箇所(発生土)																																																																																																																																							
	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)																																																																																																																																								
運搬数量	t	t	t	m3																																																																																																																																							
再資源化施設名又は受入先				株式会社〇〇																																																																																																																																							
住所				旭川市〇〇町〇〇																																																																																																																																							
運搬距離	Km	Km	Km	Km																																																																																																																																							
電話番号																																																																																																																																											
許可番号																																																																																																																																											
受入条件	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬		工期内																																																																																																																																							
設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3	単道2.30t/m3・歩道2.15t/m3		1.6t/m3以上																																																																																																																																							
特定建設資材区分																																																																																																																																											
コンクリート	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																										
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																										
運搬数量	m3																																																																																																																																										
搬入先																																																																																																																																											
住所																																																																																																																																											
運搬距離	Km																																																																																																																																										
電話番号																																																																																																																																											
許可番号																																																																																																																																											
搬入期間																																																																																																																																											
その他																																																																																																																																											
項目	任意選定箇所(コンクリート塊)	任意選定箇所(アスコン塊)	任意選定箇所(木材)	指定箇所(発生土)																																																																																																																																							
運搬数量	t	t	t	m3																																																																																																																																							
再資源化施設名又は受入先																																																																																																																																											
住所																																																																																																																																											
運搬距離	Km	Km	Km	Km																																																																																																																																							
電話番号																																																																																																																																											
許可番号																																																																																																																																											
受入条件	30cm以下に小割して運搬	50cm以下に小割して運搬		工期内																																																																																																																																							
設計単位体積重量	鉄筋2.50t/m3・無筋2.35t/m3	単道2.30t/m3・歩道2.15t/m3		1.6t/m3以上																																																																																																																																							
特定建設資材区分																																																																																																																																											
コンクリート	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																										
鉄筋及びコンクリートから成る建設資材	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																										
<p>□ (7) 現場環境改善</p> <p>ア 当工事では現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を得ること。工事完了後において その実績を写真等で提出すること。</p> <p>イ 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、単分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を 行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、単分で計上される額の 50%を上限とする。</p> <p>ウ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、 安全関係、地域連携)のうち5項目以上を基本とする。</p> <table border="1" data-bbox="107 1029 862 1300"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>現場環境改善の内容項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等)</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	費目	現場環境改善の内容項目の例	仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減	営繕関係	1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等)	地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献	<p>□ (7) 現場環境改善</p> <p>ア 当工事では現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を得ること。工事完了後において その実績を写真等で提出すること。</p> <p>イ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、 地域連携)のうち5項目以上を基本とする。</p> <table border="1" data-bbox="996 1029 1736 1292"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>現場環境改善の内容項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	費目	現場環境改善の内容項目の例	仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減	営繕関係	1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献	<p>ページ：新29</p> <p>・文言の修正</p> <p>・段落の修正</p> <p>・文言の削除</p>																																																																																																																					
費目	現場環境改善の内容項目の例																																																																																																																																										
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減																																																																																																																																										
営繕関係	1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																																																																																																																										
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等)																																																																																																																																										
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献																																																																																																																																										
費目	現場環境改善の内容項目の例																																																																																																																																										
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減																																																																																																																																										
営繕関係	1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																																																																																																																										
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策																																																																																																																																										
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献																																																																																																																																										

新	旧	改定内容
<p>様式-3-1 施工体制台帳 (作成例)</p> <p>【会社名・事業者ID】</p> <p>【事業所名・現場ID】</p> <p>建設業の許可</p> <p>工事名称</p> <p>工事期間</p> <p>健康保険等の加入状況</p> <p>現場代理人</p> <p>監督員</p> <p>※施工体制台帳の添付書類 (建設業法施行規則第14条の2第2項)</p> <p>※現場の、事業者IDとは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものであり、登録しなくても記載不要。</p>	<p>様式-3-1 施工体制台帳 (作成例)</p> <p>【会社名・事業者ID】</p> <p>【事業所名・現場ID】</p> <p>建設業の許可</p> <p>工事名称</p> <p>工事期間</p> <p>健康保険等の加入状況</p> <p>現場代理人</p> <p>監督員</p> <p>※施工体制台帳の添付書類 (建設業法施行規則第14条の2第2項)</p> <p>※現場の、事業者IDとは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものであり、登録しなくても記載不要。</p>	<p>ページ：様式3-1</p> <p>・項目の削除</p>
<p>様式-4 再下請負通知書 (作成例)</p> <p>直近上位注文者名</p> <p>住所</p> <p>元請名称・事業者ID</p> <p>代表者名</p> <p>《再下請負関係》</p> <p>《自社に関する事項》</p> <p>建設業の許可</p> <p>健康保険等の加入状況</p> <p>現場代理人</p> <p>監督員</p> <p>※再下請負通知書の添付書類 (建設業法施行規則第14条の4第3項)</p> <p>※再下請負通知書が再下請負人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し (公共工事以外の建設工事については締結済みの場合にのみ) であることは、請負代金の欄に添付を認める。</p> <p>※事業者IDとは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものであり、登録しなくても記載不要。</p>	<p>様式-4 再下請負通知書 (作成例)</p> <p>直近上位注文者名</p> <p>住所</p> <p>元請名称・事業者ID</p> <p>代表者名</p> <p>《再下請負関係》</p> <p>《自社に関する事項》</p> <p>建設業の許可</p> <p>健康保険等の加入状況</p> <p>現場代理人</p> <p>監督員</p> <p>※再下請負通知書の添付書類 (建設業法施行規則第14条の4第3項)</p> <p>※再下請負通知書が再下請負人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し (公共工事以外の建設工事については締結済みの場合にのみ) であることは、請負代金の欄に添付を認める。</p> <p>※事業者IDとは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものであり、登録しなくても記載不要。</p>	<p>ページ：様式4</p> <p>・文言の修正</p> <p>・項目の削除</p>

新	旧	改定内容																																																																		
<p>様式-5</p> <p>施工体系図(作成例)</p> <p>※事業費の払戻は設計システムに接続している場合にのみ行われます。詳細については別途指示を。 ※ここに記載されている監理員および施工管理員は、必ずしも現場に配置されている監理員とは限りません。</p>	<p>様式-5</p> <p>施工体系図(作成例)</p> <p>※事業費の払戻は設計システムに接続している場合にのみ行われます。詳細については別途指示を。 ※ここに記載されている監理員および施工管理員は、必ずしも現場に配置されている監理員とは限りません。</p>	<p>ページ：様式5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁欄の追加 																																																																		
<p>様式-12</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(総務監督員) 様</p> <p>(請負人) 現場代理人</p> <p>段階確認願い(第 回)</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p>記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>種目</th> <th>品質規格</th> <th>区域・測点等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日時</th> <th>令和 年 月 日 時から</th> <th>実施者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 地、<input type="checkbox"/> 機、<input type="checkbox"/> 上</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明書等</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 年 月 日 日の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて いる。 <input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> 詳細については、別途指示する。</p> <p>令和 年 月 日 主任監督員(監督員)</p> <p>(主 旨) 本様式は、請負人が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。</p> <p>(作成上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当する口内に入力すること。 2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 3 段階確認の結果については、本様式に添付すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	種目	品質規格	区域・測点等	数量等	呼称	備考								実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)		実施方法	<input type="checkbox"/> 地、 <input type="checkbox"/> 機、 <input type="checkbox"/> 上		必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等		特記事項	<input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		主任監督員	監督員			<p>様式-12</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(総務監督員) 様</p> <p>(請負人) 現場代理人</p> <p>段階確認願い(第 回)</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p>記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>種目</th> <th>品質規格</th> <th>区域・測点等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日時</th> <th>令和 年 月 日 時から</th> <th>実施者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 地、<input type="checkbox"/> 機、<input type="checkbox"/> 上</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明書等</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 年 月 日 日の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて いる。 <input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> 詳細については、別途指示する。</p> <p>令和 年 月 日 主任監督員(監督員)</p> <p>(主 旨) 本様式は、請負人が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。</p> <p>(作成上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当する口内に入力すること。 2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 3 段階確認の結果については、本様式に添付すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	種目	品質規格	区域・測点等	数量等	呼称	備考								実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)		実施方法	<input type="checkbox"/> 地、 <input type="checkbox"/> 機、 <input type="checkbox"/> 上		必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等		特記事項	<input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		主任監督員	監督員			<p>ページ：様式12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正
工事名	種目	品質規格	区域・測点等	数量等	呼称	備考																																																														
実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名																																																																		
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																			
実施方法	<input type="checkbox"/> 地、 <input type="checkbox"/> 機、 <input type="checkbox"/> 上																																																																			
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等																																																																			
特記事項	<input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																			
主任監督員	監督員																																																																			
工事名	種目	品質規格	区域・測点等	数量等	呼称	備考																																																														
実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名																																																																		
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																			
実施方法	<input type="checkbox"/> 地、 <input type="checkbox"/> 機、 <input type="checkbox"/> 上																																																																			
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等																																																																			
特記事項	<input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																			
主任監督員	監督員																																																																			

新	旧	改定内容																								
<p>様式-13</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>主任監督員</td> <td>監督員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">立 会 願 い</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: center;">(請負人) 現場代理人</p> <p>下記項目について、立会をお願いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>項 目</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>希望日時</td> <td>令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>上記項目について、令和 年 月 日 時に立会を実施します。</p> <p style="text-align: center;">主任監督員(監督員)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和 年 月 日 時から</td> <td>実施者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注 旨) 本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 注 2 立会の内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	主任監督員	監督員	工 事 名		項 目	内 容	希望日時	令和 年 月 日 時	実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名		<p>様式-13</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>主任監督員</td> <td>監督員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">立 会 願 い</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: center;">(請負人名) 現場代理人</p> <p>下記項目について、立会をお願いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>項 目</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>希望日時</td> <td>令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>上記項目について、令和 年 月 日 時に立会を実施します。</p> <p style="text-align: center;">主任監督員(監督員)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和 年 月 日 時から</td> <td>実施者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注 旨) 本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 注 2 立会の内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	主任監督員	監督員	工 事 名		項 目	内 容	希望日時	令和 年 月 日 時	実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名		<p>ページ：様式 1 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の修正
主任監督員	監督員																									
工 事 名																										
項 目	内 容																									
希望日時	令和 年 月 日 時																									
実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名																								
主任監督員	監督員																									
工 事 名																										
項 目	内 容																									
希望日時	令和 年 月 日 時																									
実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名																								
<p>様式 - 15</p> <p style="text-align: center;">第 回 安全訓練等実施報告書</p> <p>(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: center;">(請負人) 現場代理人</p> <p>工 事 名</p> <p>工 期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> <p>工 事 場 所</p> <p>実 施 日 時 令和 年 月 日 : ~ :</p> <p>実 施 場 所</p> <p>参 加 人 数 名</p> <p>実 施 内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 5 6 7 	<p>様式 - 15</p> <p style="text-align: center;">第 回 安全訓練等実施報告書</p> <p>(総括監督員) 様</p> <p style="text-align: center;">(請負人名) 現場代理人</p> <p>工 事 名</p> <p>工 期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> <p>工 事 場 所</p> <p>実 施 日 時 令和 年 月 日 : ~ :</p> <p>実 施 場 所</p> <p>参 加 人 数 名</p> <p>実 施 内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 5 6 7 	<p>ページ：様式 1 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言の修正 																								

